

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人へ

## 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

▶**対象** 次のいずれかに該当する人

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和4年中の事業収入など(給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入)の減少が見込まれ、次の2つに該当する人
  - 事業収入などのいずれかの減少額が前年の該当事業収入などの額の**10分の3以上**であること
  - 減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下であること

▶**対象となる保険税(料)** 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が到来する保険税(料)。  
※特別徴収されているものも含まれます。

▶**申請期限** 令和5年5月31日Ⓢ

※国民健康保険税と後期高齢者医療保険料で**提出書類が異なります**。申請書は窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

※保険税(料)の減免申請期限と新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の申請期限は異なります。**傷病手当金については、町ホームページを確認するか保険室へお問い合わせください。**

申請・問い合わせ先

住民課 保険室 ☎26-2249(直通)

## 第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料の減免

▶**対象** 次のいずれかに該当する人

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の人
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和4年中の事業収入など(給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入)の減少が見込まれ、次の2つに該当する人
  - 事業収入などのいずれかの減少額が前年の該当事業収入などの額の**10分の3以上**であること
  - 減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計金額が400万円以下であること

▶**対象となる保険料** 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が到来する保険料。  
※特別徴収されているものも含まれます。

▶**申請に必要なもの**

- 申請書(窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。)
- 各種勘定元帳(売上帳、現金出納帳など)、給与明細など収入が分かる資料

▶**申請方法**

郵送または直接窓口で申請してください。

▶**申請期限** 令和5年5月31日Ⓢ

申請・問い合わせ先

介護福祉課 介護高齢室 ☎26-2247(直通)